

第 11 期

入善町分別収集計画

令和 7 年 8 月

入 善 町

目 次

1. 計画策定の意義	— 2
2. 計画の基本的方向	— 2
3. 計画期間	— 2
4. 計画の対象品目	— 2
5. 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み	— 3
6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項	— 4
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	— 5
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み	— 6
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	— 7
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	— 8
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	— 9

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

当町では、平成7年度から資源物の分別収集に取組み、町内の資源ステーションによる定期収集はもとより、集団回収の奨励を実施してきた。そして、平成9年度から資源物回収の再生広場（拠点施設）を順次設置し、平成17年度には各小学校校下6箇所に再生広場を設置完了したことで、回収機会が増え、住民のリサイクル意識も定着してきている状況である。しかしながら、廃棄物の中には、まだまだ資源として活かせるものが多く含まれているのが現状である。

このような状況のなか、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図るため、町民・事業者・行政それぞれが果たすべき役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 町民・事業者・行政が一体となった、廃棄物の減量化と循環型社会の形成
- (2) ごみの排出抑制による、地域の環境負荷の低減と環境保全

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

当町から排出される容器包装廃棄物全体及び製品プラスチックの排出量の見込みを表1-1に、容器包装廃棄物の品目別の排出量の見込みを表1-2に示す。

表1-1 容器包装廃棄物全体及び製品プラスチックの排出量の見込み (単位: t)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物排出量	2,538	2,491	2,445	2,401	2,357
製品プラスチック排出量	201	198	194	190	187

表1-2 容器包装廃棄物の品目別の排出量見込み (単位: t)

容器包装廃棄物の品目		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
金属	スチール製容器	62	60	58	57	55
	アルミ製容器	148	146	143	141	138
ガラス	無色ガラス製容器	175	170	166	161	157
	茶色ガラス製容器	163	160	155	151	147
	その他色ガラス製容器	23	22	22	21	21
紙類	飲料用紙製容器	51	50	48	47	46
	段ボール	539	531	524	517	510
	その他紙製容器包装	297	291	285	279	274
プラスチック	ペットボトル	251	248	245	243	240
	白色トレイ	24	23	23	22	22
	その他プラスチック製容器包装	805	790	776	762	747
合計		2,538	2,491	2,445	2,401	2,357

6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を図るため、以下の方策を実施する。なお。実施に当たっては、町民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図るものとする。

(1) 環境教育・啓発活動の充実

- 町広報誌やケーブルテレビを活用した環境教育・啓発活動を行い、適切なごみの分別や食品ロスの削減、不法投棄対策などについて周知徹底を図ることで、資源回収の推進や家庭におけるごみの減量化を進め、循環型社会の構築を推進する。
- 町民主体の環境美化・リサイクル推進組織（入善町環境保健衛生協議会）の活動を通じ、町民一人ひとりに向け、3Rの推進に係る啓発を行う。
- 事業者と合同で、環境啓発イベントの開催や、空き缶ゼロ運動などを実施する。

(2) 資源物回収体制の充実

- リサイクルの基幹的施設となる町内6箇所の再生広場（常設型資源回収ステーション）について、適切に維持管理を行い、資源物の回収機会を確保する。
- 町内会と協力し、資源ステーションの維持管理及び利用推進を図る。
- 町内会等が設置する一般廃棄物及び資源物の回収ステーションの新設等に係る費用に対し、引き続き支援を継続する。

(3) 集団回収の推進

- 町内会、婦人会、PTA等による資源物の集団回収を推進するため、報奨金の交付等を行う。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

本計画における対象品目の分別収集に当たっては、表1-3にその区分を示す。

表1-3 分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別等の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器	スチール缶	
主としてアルミ製の容器	アルミ缶	
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色ガラスびん
	茶色のガラス製容器	茶色ガラスびん
	その他色のガラス製容器	青・緑色・黒色ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料紙製容器包装	
主として段ボール製の容器	段ボール	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙製容器包装	
主としてポリエチレンテレフタート (PET) 製の容器であって飲料又はしょう油を充填するためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のものおよびプラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	プラスチック資源	

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、
 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及
 び製品プラスチックの量の見込み
 (法第8条第2項第4号)

表1-4 特定分別基準適合物、主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の
 見込み
 (単位: t)

分別収集品目	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
スチール製容器	11		10		9		9		8	
アルミ製容器	48		48		47		47		47	
無色ガラス製容器	35		33		32		30		29	
	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量
	35	0	33	0	32	0	30	0	29	0
茶色ガラス製容器	54		53		51		49		48	
	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量
	54	0	53	0	51	0	49	0	48	0
その他色ガラス製容器	19		18		18		18		17	
	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量
	19	0	18	0	18	0	18	0	17	0
飲料用紙製容器包装	8		8		8		8		7	
段ボール	226		226		226		226		225	
その他紙製容器包装	64		64		64		64		64	
	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量
	64	0	64	0	64	0	64	0	64	0
ペットボトル	65		67		68		69		70	
	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量
	65	0	67	0	68	0	69	0	70	0
その他プラスチック製容器包装	122		123		124		124		125	
	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量
	0	122	0	123	0	124	0	124	0	125
製品プラスチック (プラスチック資源循環 法に基づく分別対象物)	23		23		23		24		24	
	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量
	0	23	0	23	0	23	0	24	0	24

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みの算定方法は、特定分別基準適合物等ごとの分別収集計画両党分別収集実績量との乖離を極力少なくすることを勘案し、直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績に人口変動率等を乗じて算定した。

[特定分別基準適合物等の量の見込み] = [A] × [B]

[A] : 直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績

直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績は、直近となる令和6年度の値を用いた。

[B] : 人口変動率等

人口動態や容器包装廃棄物毎の収集実績等を勘案し、設定した。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(第8条第2項第5号)

当町から排出される容器包装廃棄物等に関して、収集・運搬の段階及び選別・保管等の段階を実施する者は、表1-5の収集体制とする。

表1-5 容器包装廃棄物等の収集体制

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
金属	スチール製容器	スチール缶	・定期回収 ・拠点回収	民間業者
	アルミ製容器	アルミ缶	・定期回収 ・拠点回収 ・集団回収	
ガラス	無色ガラス製容器	無色ガラスびん	・定期回収 ・拠点回収	民間業者
	茶色ガラス製容器	茶色ガラスびん		
	その他色ガラス製容器	青・緑色・黒色ガラスびん		
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙製容器	・定期回収 ・拠点回収	民間業者
	段ボール	段ボール	・集団回収	
	その他紙製容器包装	その他紙製容器包装	・定期回収 ・拠点回収	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	・定期回収 ・拠点回収	民間業者
	その他プラスチック製容器包装			
	白色トレイ	プラスチック資源		
	製品プラスチック			

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設の整備概要は、表1-6のとおりとする。

表1-6 分別収集に係る施設に関する事項

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集容器	収集車両	中間処理
金属	スチール製容器	スチール缶	網製コンテナ	パッカー車	民間業者施設
	アルミ製容器	アルミ缶			
ガラス	無色ガラス製容器	無色ガラスびん	プラスチック製コンテナ	平ボディ車	民間業者施設
	茶色ガラス製容器	茶色ガラスびん			
	その他色ガラス製容器	青・緑色・黒色ガラスびん			
紙類	飲料用紙製容器	牛乳パック	網製コンテナ	パッカー車	民間業者施設
	段ボール	段ボール	縛る		
	その他紙製容器包装	その他紙製容器包装	網製コンテナ		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	網製コンテナ	パッカー車	民間業者施設
	その他プラスチック製容器包装				
	白色トレイ	プラスチック資源			
	製品プラスチック				